

日団協技術指針 G 液-003-2023

バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納要領

1. 制定目的

1997年に、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」が改正され、「バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示」(以下「バルク告示」という。)が制定された。その結果、民生用バルク供給システムの導入及び運用が本格的に開始され、また、バルク告示第1条において、初回の検査期限が製造後20年以内と規定されていることから、2017年頃よりバルク貯槽の告示検査が本格的に開始された。

については、告示検査の際に廃棄されるバルク貯槽も相当数あると考えられ、添付一に示す高圧ガス保安法の第56条の6に記載の「特定設備検査合格証(以下「合格証」という)の返納が遅滞なく行われること」を目的とし、本返納要領を定めた。

また、添付一七に示す2022年の産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 高圧ガス小委員会資料に基づき、本返納要領を改正した。

2. 適用範囲

告示検査等の際に廃棄されたバルク貯槽の「合格証」の返納及び「紛失通知書」(以下「通知書」という)提出に適用する。

3. バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納方法

「合格証」は、バルク貯槽を廃棄した際、高圧ガス保安協会(以下「KHK」という)に返納する必要がある。手続き方法は、下表及び返納フロー図に示す通り、2通りある。以下に従い、適切な返納方法を選択すること。

表一 合格証返納時のガス販売事業者の対応

返納方法	合格証の返納者	ガス販売事業者の主な対応	添付資料
1	バルク貯槽製造事業者 (合格証の交付を受けた者)	バルク貯槽製造事業者へ合格証送付	なし
2	ガス販売事業者 (合格証を譲渡された者)	合格証返納届書(KHK 様式 4-2)の作成 譲渡確認書作成／捺印依頼	譲渡確認書

合格証の返納フロー



返納方法1 (1) 「ガス販売事業者」は「バルク貯槽製造事業者」に合格証を送付
 (2) 「バルク貯槽製造事業者」は自社名でKHKへ合格証を返納

返納方法2 (3) 「ガス販売事業者」はKHKへ「譲渡確認書」を添えて合格証を返納

(注) 「ガス販売事業者」は「バルク貯槽製造事業者」に返納合格証の番号を通知

① 「合格証返納届書〔バルク貯槽用〕」(添付-3)

② 捺印済「譲渡確認書」(譲渡確認書-9)の(写)をメール送付

合格証紛失分については、次の書類の(写)も合わせて送付

③ 「紛失通知書〔バルク貯槽用〕」(添付-6)

※ 「ガス販売事業者」が合格証を紛失した場合は「紛失通知書」を自ら作成し、上記フローに準じて提出する。返納方法2に準じる場合は「紛失通知書」の(写)を「バルク貯槽製造事業者」に必ず送付する。

【返納方法1】 「バルク貯槽製造事業者」がKHKに返納する方法

「バルク貯槽製造事業者」がKHKに直接「合格証」を返納するため、「ガス販売事業者」が「バルク貯槽製造事業者」から直接(図1参照)又は複数の商社、代理店等を経由して購入した場合(図2参照)でも対応できる。

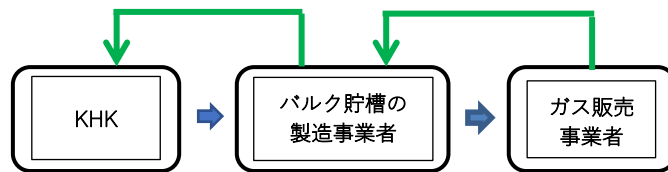


図1. ガス販売事業者がバルク貯槽製造事業者からバルク貯槽を購入

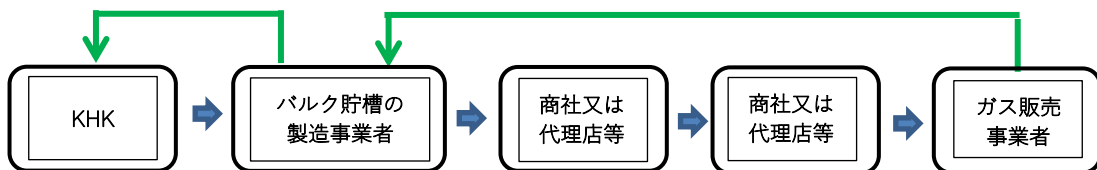


図2. ガス販売事業者が商社等を経由してバルク貯槽を購入

→ : 「合格証」の返納の流れ

➡ : 「合格証」の交付又は譲渡の流れ

【返納方法2-1】「ガス販売事業者」が、「譲渡確認書」を添えて直接 KHK に返納する方法①

「ガス販売事業者等」がバルク貯槽を直接「バルク貯槽製造事業者」から購入した場合は、図3の流れで「合格証」に「バルク貯槽製造事業者」から受領した「譲渡確認書」を添付して返納する。

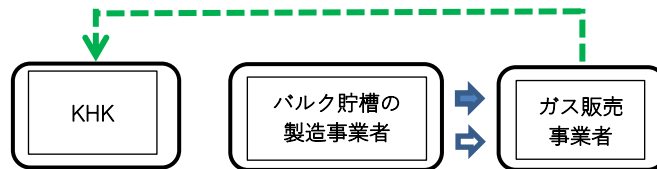


図3. ガス販売事業者がバルク製造事業者からバルク貯槽を購入

【返納方法2-2】「ガス販売事業者」が、「譲渡確認書」を添えて直接 KHK に返納する方法②

「ガス販売事業者」が商社等を経由してバルク貯槽を購入した場合は、図4のように「譲渡確認書」等を複数用意する必要があり、作業に時間と手間を要する。従ってこの場合は、【返納方法1】に基づき返納する方が現実的と考えられる。

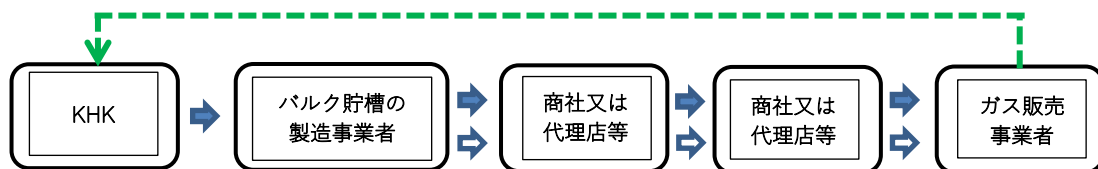


図4. ガス販売事業者が商社等を経由してバルク貯槽を購入

➡ : 「合格証」の交付又は譲渡の流れ ⇄ : 「譲渡確認書」の流れ
 - -> : 「合格証」と「譲渡確認書」の流れ

4. バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納手順

【返納方法1】

<「ガス販売事業者」の作業>

(Step-1)

返納する「合格証」に記載されている「検査を受けた者」又は「製造者の名称」を確認する。

(Step-2)

添付-2の「合格証」に記載の名称から、連絡先(バルク貯槽製造事業者)名を確認する。

(Step-3)

製造事業者の担当者に連絡し、「合格証」の返納方法などを確認し、「合格証」を送付する。

【返納方法2-1】 添付-2のバルク貯槽製造事業者から直接バルク貯槽を購入した場合

＜「ガス販売事業者」の作業＞

(Step-1)

「ガス販売事業者」は添付の「譲渡確認書-1」に示す様に、「バルク貯槽譲渡確認書」に返納する「合格証」の番号、日付、会社名、部署名を記載する。但し、会社名、部署名の欄には押印しない。

(Step-2)

添付-2で確認した「バルク貯槽製造事業者」に、Step-1 で作成した「バルク貯槽譲渡確認書」をE-Mailで送付する。

＜「バルク貯槽製造事業者」の作業＞

(Step-1)

「バルク貯槽製造事業者」は、「ガス販売事業者」から送られた「バルク貯槽譲渡確認書」に記載されたバルク貯槽の合格証を自社で譲渡したか否かを「譲渡確認書-2」に示す様に確認し、自社が譲渡した合格証でなければ「合格証」の番号を削除し、行を詰める。

(Step-2)

添付の「譲渡確認書-3」に示す通り、日付、「バルク貯槽製造事業者」の名称・部署を記載し押印の後、PDF化し、E-Mailで「ガス販売事業者」に返送する。

＜「ガス販売事業者等」の作業＞

(Step-3)

「合格証返納届書[バルク貯槽用]」(KHKの様式4-2)を添付-4の通り記載。

(Step-4)

Step-3で記載した「合格証返納届書[バルク貯槽用]」、「バルク貯槽製造事業者」から送付された「バルク貯槽譲渡確認書」(譲渡確認書-3)の内容を確認し、添付の「譲渡確認書-4」に示す様に押印した「バルク貯槽譲渡確認書」を返納する「合格証」に添付し、KHKの「合格証」を交付した事務所に郵送する。

(Step-5)

KHKへ送付した「合格証返納届書[バルク貯槽用]」、「バルク貯槽譲渡確認書」をPDF化した後、E-Mailで「バルク貯槽製造事業者」に送付する。

これにより、「合格証の返納フロー」に記載した「合格証を返納した者は製造事業者に返納する合格証の番号を通知する」の作業を実施した事となる。

【返納方法2-2】 商社、代理店を経由してバルク貯槽を購入した場合

＜「ガス販売事業者」の作業＞

(Step-1)

「ガス販売事業者」は添付の「譲渡確認書-5」に示す様に「バルク貯槽譲渡確認書」に、返納する「合格証」の番号、日付、会社名、部署名を記載する。但し、会社名、部署名の欄には押印

しない。

(Step-2)

Step-1 で作成した「バルク貯槽譲渡確認書」(譲渡確認書-5)をE-Mailでバルク貯槽を購入した商社又は代理店に送付する。

＜「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」の作業＞

(Step-1)

「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」は、「ガス販売事業者」から送られてきた「バルク貯槽譲渡確認書」に記載された「合格証」が自社で譲渡したか否かを添付の「譲渡確認書-6」に示す様に確認し、自社が譲渡した「合格証」でなければ、「合格証」の番号を削除し行を詰める。

(Step-2)

添付の「譲渡確認書-7」に示す通り、日付、「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」の名称・部署を記載し押印の後、PDF化し「バルク貯槽製造事業者」にE-Mailで送付する。

＜「バルク貯槽製造事業者」の作業＞

(Step-1)

「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」から送付された「バルク貯槽譲渡確認書」に記載の「合格証」が自社で製造したバルク貯槽である事が確認できたら、添付の「譲渡確認書-8」に示す様に日付、会社名・部署を記載の後に押印し、PDF化した後、E-Mailで「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」に送付する。尚、「バルク貯槽譲渡確認書」に記載の「合格証」が自社で製造したバルク貯槽でない場合はその旨を、「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」に連絡する。

＜「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」の作業＞

(Step-3)

「バルク貯槽製造事業者」から送付された「バルク貯槽譲渡確認書」の内容を確認し、問題がなければ「ガス販売事業者」にE-Mailで送付する。

＜「ガス販売事業者」の作業＞

(Step-3)

「合格証返納届書[バルク貯槽用]」(KHKの様式4-2)を添付-4の通り記載。

(Step-4)

Step-3 で記載した「合格証返納届書[バルク貯槽用]」、「バルク貯槽を販売した商社又は代理店」から送付された「バルク貯槽譲渡確認書」の内容を確認し、添付の「譲渡確認書-9」に示す様に押印した「バルク貯槽譲渡確認書」を返納する「合格証」に添付し、KHKの「合格証」を交付した事務所に郵送する。

(Step-5)

KHKへ送付した「合格証返納届書[バルク貯槽用]」、「バルク貯槽譲渡確認書」をPDF化した

後、E-Mail で「バルク貯槽製造事業者」に送付する。

これにより、「合格証の返納フロー」に記載した「合格証を返納した者は製造事業者に返納する合格証の番号を通知する」の作業を実施した事となる。

5. 合格証紛失時の対応

「合格証」はバルク貯槽のくず化などの廃棄時、返納の法的義務があり、液化石油ガスの保安補確保及び取引の適正化に関する法律の施行規則には「バルク貯槽は合格証を有するものであること」と定められているため、バルク貯槽の所有者(ガス販売事業者等)はバルク貯槽の存在する期間中、確実に保管しておく必要がある。従い、供用中において「合格証」の紛失が判明した場合は、「合格証」の再交付を受ける必要がある。

ただし、バルク貯槽くず化などに伴い「合格証」を返納する際、当該「合格証」の紛失が判明した場合は、再交付手続きで受領した合格証を「3. バルク貯槽の特定設備検査合格証 返納方法」により返納するか、添付-6の「紛失通知書」を作成・添付し、返納フローに合わせて「合格証返納届書」とともに「バルク貯槽製造事業者」経由または、「ガス販売事業者」が直接 KHK に提出する。この場合、「合格証返納届書」には添付-5を参考として「紛失通知書」を提出する旨を記載する。

なお、返納義務自体がなくなるわけではないので、紛失した合格証が発見された場合には高圧ガス保安法第56条の6第4号に基づき当然に返納しなければならない。

表-2 合格証紛失時のガス販売事業者の対応

返納方法	合格証の返納者	ガス販売事業者の主な対応	添付資料
1	バルク貯槽製造事業者 (合格証の交付を受けた者)	紛失通知書を作成し、バルク貯槽製造事業者へ添付資料(備考1)を添えて送付	紛失通知書 備考1
2	ガス販売事業者 (合格証を譲渡された者)	合格証返納届書(KHK 様式 4-2)の作成 譲渡確認書作成/捺印依頼 紛失通知書を自ら作成し、KHK へ合格証返納届書及び添付資料(備考1、譲渡確認書)を添えて送付	合格証返納届書 譲渡確認書 紛失通知書 備考1

備考1:「特定設備の表示の写真又は拓本」の何れか 1 点。何れも用意できない場合は、「くず化処分証明書(合格証発行番号、合格証発行年月日、製造者の名称等が記載されているもの)」でも可。

6. 制定日

2017 年 1 月 13 日

7. 改正日

2023 年 3 月 14 日

- (1) 年号を西暦に統一。
- (2) 2022年3月31日高圧ガス小委員会における「特定設備検査合格証の返納に係る対応」(以下「当該対応」という)を反映して「1. 制定目的」を加筆し、また、「2. 適用範囲」を修正。
- (3) 「3. バルク貯槽の特定設備検査合格証返納方法」においては、表1を追記し、また、添付資料であった「合格証の返納フロー」を「当該対応」に反映させ、たうえで本文中に記載。また、「表1～表4」の表記を「図1～4」に修正し、また図中の「高圧ガス保安協会」を「KHK」に修正。
- (4) 「4. バルク貯槽の特定設備検査合格証返納手順」においては、返納方法毎に「ガス販売事業者の作業」「バルク製造事業者の作業」「バルク貯槽を販売した商社又は代理店の作業」に区分けしての記載に修正。
- (5) 「当該対応」を反映させ、「5. 合格証紛失時の対応」を挿入。
- (6) 高圧ガス保安協会のマニュアルが修正されたことに伴い、様式4を様式4-2に変更。
- (7) 添付-6「紛失通知書」を追加。
- (8) 添付-7 経済産業省高圧ガス保安室令和4年3月31日高圧ガス小委員会資料「特定設備検査合格証の返納に係る対応」を追加。

添付-1

(特定設備検査合格証の返納)

第五十六条の六 特定設備検査合格証の交付を受けている者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その特定設備検査合格証を
経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関に返納しなければならない。

- 一 特定設備を失ったとき。
- 二 特定設備を輸出したとき。
- 三 特定設備をくず化し、その他特定設備として使用することができないように処分したとき。
- 四 特定設備検査合格証の再交付を受けた場合において、その失った特定設備検査合格証を回復するに至ったとき。

検査合格証に記載の名称と連絡先

検査合格証に記載の検査を受けた者の名称又は製造者の名称	連絡先(バルク貯槽の製造事業者)
富士工器(株) 上海富士工器有限公司	富士工器(株)
中国工業(株) 南京晨光東螺有限公司	中国工業(株)
神鋼機器工業(株) 神鋼メックス(株) 川鉄コンテナ(株) 大連(JCI)低温機器有限公司	神鋼機器工業(株)
I. T. O(株) KPP CO.,LTD ダイムポーラ特装(株) 伊藤工機(株) アメリカンウェルディング アンド タンク社	I. T. O(株)
寧波明欣化工機械有限責任公司 寧波安信煤氣貯槽有限公司 寧波安信化工裝備有限公司	矢崎エナジーシステム(株)
(株)桂精製作所 トリニティインダストリー・メキシコ社	(株)桂精製作所
(株)関東高圧容器製作所 サンコー工業(株)	(株)関東高圧容器製作所
昭和高压工業(株)	高压昭和ポンペ(株)
萩尾高压容器(株)	萩尾高压容器(株)

譲渡確認書-1

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△	記載しない	
2	8東□□□□		
3	9東○○○○		
4	返納する合格証の 番号を記入する		
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

合格証を譲渡された者

押印しない

日付

記載する

10 会社名 部署

記載する

印

バルク貯槽譲渡確認書

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	8東□□□□		
3	9東○○○○		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

合格証の番号をチェック

合格証を譲渡された者

日付 _____

印 _____

譲渡確認書-3

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

部長、工場長クラスの押印

日付: 記載する

バルク貯槽
製造事業者の名称・部署

印

記載する

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	9東〇〇〇〇		
3			
4	自社で譲渡していない合格証は削除し、行を詰める		
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

合格証を譲渡された者

日付 _____

印 _____

譲渡確認書-4

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

日付: _____

バルク貯槽
製造事業者の名称・部署

印 _____

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	9東〇〇〇〇		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

合格証を譲渡された者

支店長クラスの押印

日付 _____

印 _____

様式 4-2

令和 年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

合格証返納届書 [バルク貯槽用]
申請者名

[返納の理由] ※該当する理由にチェックを入れる。

- 特定設備を失った / 特定設備を輸出 / 特定設備をくず化又は処分
 失った特定設備検査合格証を回復するに至った

整理番号	返納製造番号	整理番号	返納製造番号

協会確認欄（補足説明がある場合記入）

機器検査事業部門
支部

検査 GM 等	検査 TL 等	担当検査員

備考 1：欄の大きさ、使用段数等、欄の様式は任意とする。

備考 2：欄に別紙参照と記入し、別欄を添付してもよい。

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△	記載しない	
2	8東□□□□		
3	9東○○○○		
4	返納する合格証の 番号を記入する		
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

合格証を譲渡された者

押印しない

日付

記載する

会社名 部署

記載する

印

バルク貯槽譲渡確認書

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	8東□□□□		
3	9東○○○○		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

1

合格証の番号を
チェック

合格証を譲渡された者

譲渡確認書-7

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

部長、支店長クラスの押印

日付: 記載する

バルク貯槽を販売した
商社又は代理店名称・部署 印

記載する

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	9東〇〇〇〇		
3	自社で譲渡していない合格証は削除し、行を詰める		
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

合格証を譲渡された者

日付 _____

印 _____

譲渡確認書-8

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

部長、工場長クラスの押印

日付: 記載する

バルク貯槽
製造事業者の名称・部署 記載する 印

日付: _____

バルク貯槽を販売した
商社又は代理店名称・部署 印

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	9東〇〇〇〇		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

合格証を譲渡された者

日付 _____

_____ 印

E-Mailで送付

バルク貯槽譲渡確認書

日付:	バルク貯槽 製造事業者の名称・部署	印
日付:	バルク貯槽を販売した 商社又は代理店名称・部署	印

	検査合格証の番号	整理番号	申請基数
1	9東△△△△		
2	9東○○○○		
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			

合格証を譲渡された者

支店長クラスの押印

日付		印
----	--	---

様式 4-2

令和 年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

合格証返納届書 [バルク貯槽用]

申請者名

〔返納の理由〕 ※該当する理由にチェックを入れる。

- 特定設備を失った / 特定設備を輸出 / 特定設備をくず化又は処分
 失った特定設備検査合格証を回復するに至った

整理番号	返納製造番号	整理番号	返納製造番号
10東1001 ～10東1200	10東1100		
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; color: red;"> 特定設備検査申請における整理番号を記載する。不明な場合は、返納する合格証の発行番号を記入する </div>	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; color: red;"> 返納する合格証の発行番号を記入する </div>		

協会確認欄（補足説明がある場合記入）

機器検査事業部門
支部

検査 GM 等	検査 TL 等	担当検査員

備考1：欄の大きさ、使用段数等、欄の様式は任意とする。

備考2：欄に別紙参照と記入し、別欄を添付してもよい。

様式 4-2

令和 年 月 日

高圧ガス保安協会 殿

合格証返納届書 [バルク貯槽用]
申請者名

〔返納の理由〕 ※該当する理由にチェックを入れる。

- 特定設備を失った / 特定設備を輸出 / 特定設備をくず化又は処分
 失った特定設備検査合格証を回復するに至った

整理番号	返納製造番号	整理番号	返納製造番号
10東1001 ～10東1200	10東1200		
	※くず化時に合格証を紛失したため、紛失通知書（書類番号〇〇〇〇）を添付。		

協会確認欄（補足説明がある場合記入）

機器検査事業部門
支部

検査 GM 等	検査 TL 等	担当検査員

備考1：欄の大きさ、使用段数等、欄の様式は任意とする。

備考2：欄に別紙参照と記入し、別欄を添付してもよい。

添付—6

令和 年 月 日

書類番号：

紛失通知書 [バルク貯槽用]

紛失した者の名称

バルク貯槽の廃棄に際し、下記のバルク貯槽の特定設備検査合格証を紛失し、返納することが出来ません。よって、本紙によりその旨を通知申し上げます。

1. 特定設備検査合格証を紛失したバルク貯槽 ※該当する証憑にチェックを入れる。

発行番号	検査を受けた者の名称	製造者の名称	証憑
			<input type="checkbox"/> 特定設備の表示の写真又は拓本 <input type="checkbox"/> くず化処分証明書
			<input type="checkbox"/> 特定設備の表示の写真又は拓本 <input type="checkbox"/> くず化処分証明書
			<input type="checkbox"/> 特定設備の表示の写真又は拓本 <input type="checkbox"/> くず化処分証明書

2. 紛失の理由

具体的に記載のこと

備考1：欄の大きさ、使用段数等、欄の様式は任意とする。

備考2：欄に別紙参照と記入し、別欄を添付してもよい。

(6) 特定設備検査合格証の返納に係る対応

令和4年3月31日

高圧ガス保安室

特定設備検査合格証の返納に係る対応

- 第18回高圧ガス小委員会において、継続検討としていた「特定設備検査合格証の返納手続」については、バルク貯槽を含め**特定設備を輸出、喪失又はくず化したときに、返納すべき合格証が紛失により返納できない場合、返納のために合格証の再交付を受ける必要がない旨を明確にする。**

【第18回高圧ガス小委員会資料5より】

高圧法第56条の6において、バルク貯槽をくず化した時には、交付されている特定設備検査合格証を交付先に返納しなければならない。現状として、設備廃止の際に求められる特定設備検査合格証の返納について、「合格証」を紛失した場合に“再交付のうえ”返納するという手間が発生しており、“再交付”を経由する手続きを省略したい。（全国LPガス協会）

【検討結果】

- 特定設備検査合格証（※1）を改ざんするなど悪用された事例は確認されておらず、多くの事業者において適切な管理が行われているのが実態。
- 特定設備検査合格証については、**完成検査、立入検査等において厳格な確認が図られることが重要との見地から、バルク貯槽を含め特定設備を輸出、喪失又はくず化したときに、返納すべき合格証が紛失により返納できない場合、返納のために合格証の再交付を受ける必要がない旨を明確にする。**

（※1）液化石油ガス保安法令では、バルク貯槽について、本合格証を有するものであることを技術基準として求めており、完成検査や告示検査の起点日の確認などに使用されている。

【今後の対応】

- 特定設備検査合格証を交付した者については、再交付等に備えて情報を管理している。
- **本合格証の交付を受けた者（※2）が、紛失により返納できない場合、その旨を通知するための書面等を提出するものとする。**

（※2）特定設備とともに合格証を譲渡された者が書面等を提出することは可能であるが、交付をした者と直接的な関係がないため、合格証が適切に譲渡されたことを証する書類等の提出も必要とする。